

平成 22 年度

包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

「過去の包括外部監査の措置状況について」

平成 23 年 3 月

沖縄県包括外部監査人

弁護士 照屋 俊幸

目次

各章を読むまえに	1
1 本書の構成	
2 本報告書の特徴	
3 謝辞	
4 用語	
5 略語	
第1章 包括外部監査の概要	5
1 監査の種類	
2 選定した特定の事件（テーマ）	
3 監査の実施期間	
4 監査の体制	
5 利害関係	
6 監査テーマの選定理由	
7 包括外部監査の手続・経過	
第2章 過年度（平成11年度から平成21年度）の措置状況とそれに対する評価	11
1 措置状況一覧表の構成	
2 評価	
3 措置状況等の評価を通して顕著に認められる事項	
第3章 沖縄県における包括外部監査の結果に対する対応	21
1 過年度の措置状況一覧表からみえてくる問題	
2 措置をとりまとめる部署	
3 行政改革推進課に対する監査	
4 包括外部監査報告を受けた後の対応に関する制度が極めて粗雑	
5 包括外部監査人が心がけること	
6 議会による監視	
7 包括外部監査の危機	
8 危機を脱する方策	
9 措置状況に関する自治体アンケート	
10 先進自治体の取組	
第4章 前年度包括外部監査の指摘・意見に対する宇堅海浜公園関係諸当事者の対応	73

- 1 施設について
- 2 指定管理者について
- 3 平成 21 年度の包括外部監査による指摘事項及び意見に対する措置状況
- 4 措置後の運営状況
- 5 前年度包括外部監査に対する措置の現状を検証する

第 5 章 財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点 ————— 82

- 1 概要
- 2 平成 12 年度の包括外部監査結果
- 3 平成 18 年度の包括外部監査結果
- 4 本年度の包括外部監査の結果

第 6 章 教育支援のあり方と、中間的自治体である沖縄県の果たすべき役割（財団法人沖縄県国際交流・人材育成財団） ————— 98

- 1 目的
- 2 沿革
- 3 事業内容
- 4 過去の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況で問題があると考えられる事項
- 5 施設の今後のあり方について
- 6 平成 22 年度包括外部監査人による評価

第 7 章 県立病院(県直営)に関する監査上の問題点 ————— 116

- 1 沖縄県立病院の概要
- 2 過去の包括外部監査の指摘・意見に対して、沖縄県はどう対応したか
- 3 県立病院のあり方について、過去にどのような検討がなされ、沖縄県は検討結果に対して具体的にどのような取り組みをおこなったか
- 4 病院事業の会計についての問題点
- 5 一般会計繰入金の恣意的運用と、その結果としての病院事業の業績数値の恣意的操作

第 8 章 過去の全包括外部監査（平成 11 年度～平成 21 年度の計 11 年度分）の分析と評価 ————— 188

- 1 過去の包括外部監査の全監査テーマを分類して分析する
- 2 監査リスクの大きい監査対象（外郭団体、部局等も含む）の検討
- 3 本年度の包括外部監査(過去の措置状況の検証)で、完全にはカバーできず、さらに追加的な外部監査が早急に必要と考えられる監査対象（外郭団体・部局

等も含む)

- 4 過去の包括外部監査では、監査対象とされていなかったか、十分な監査がなされたと思われない分野（外郭団体・部局等を含む）
- 5 過去の包括外部監査に対する沖縄県（長及び議会を含む）の対応を分析する
- 6 現行の措置（監査の指摘・意見に対する行政側からなされる改善への取り組み）に関する沖縄県の公表制度の内容面・手続面の重大な欠陥
- 7 沖縄県包括外部監査に関する問題点と課題

各章を読むまえに

1 本書の構成

沖縄県に包括外部監査制度が導入されたのは平成 11 年度である。12 年経過した今、包括外部監査制度の意義を総点検する時期に来ている。包括外部監査人の仕事ぶりはどうであったか、行政、議会は包括外部監査報告をどう活用したのか、県民のためにどの程度役立ったのか、他府県の実情はどうか等々、検討するテーマは数多い。折しも、包括外部監査制度の存続を疑問視する総務省の動きもある。当包括外部監査人は、包括外部監査制度は今なお必要なのかを頭の片隅で考えながら、監査にあたった。今後の意識共有と問題整理に向け、本報告書が活用されることを期待している。

第 1 章は、テーマ選定理由、監査日程など監査の概要を整理している。なお、対象部局のほとんど全てに対してヒアリングを実施したこと、他の地方自治体から直接情報を収集したことに注目されたい。

第 2 章は、平成 11 年度から平成 21 年度まで、包括外部監査人による監査結果・意見の内容とそれに対する措置状況の調査結果を掲げた。そして、それに対する当包括外部監査人の評価を整理している。

第 3 章は、包括外部監査報告を受けた後の行政の対応の現状を検証し、今後、包括外部監査を機能させるために行政側に新たな枠組作りが必要であることを、先進事例を踏まえて整理している。

第 4 章から第 7 章までは、宇堅ビーチ（平成 21 年度監査対象）、外郭団体である（財）おきなわ女性財団（平成 12 年度、平成 18 年度監査対象）、（財）沖縄県国際交流・人材育成財団（平成 20 年度監査対象施設）、県立病院（平成 15 年度監査対象）を取り上げ、包括外部監査がどのように機能したかを整理している。

第 8 章は、平成 11 年度から平成 21 年度までの監査テーマの分析を通して監査リスクの大きな対象を浮き彫りにし、監査対象として残されたテーマを整理している。

2 本報告書の特徴

行政、議会に止まらず、一般市民にとっても分かりやすい普通の言葉による表現を心がけた。一般市民向けとは高校2年生が読んでも理解できる水準を念頭に置いた。これは、単に読みやすさというためだけでなく、普通の言葉を使うことにより、行政側だけでなく、議会、県民側にも違った視点による気づきをもたらすと考えたからである。「業界用語を脱却し一般的な言葉を使用することは、単に言葉の問題ではなく行政の行動様式や意思決定のプロセス、そして質を変えることを意味する。」（宮脇淳編集代表・著「自治体戦略の思考と財政健全化」ぎょうせい（2009年3月25日）118ページ）。

また、できるだけ言葉を曖昧に使用しないよう心がけた。「コスト」という言葉ひとつとっても、地方自治体では、部局毎に分断されたコストだけが把握され、人件費等の間接費を事業毎に配分する方法がとられなかったりして、民間と地方自治体とでは、その意味内容自体が異なっているからである。

3 謝辞

本報告書を作成するにあたって、東京都と青森市に、情報提供及びヒアリングを依頼したところ、快諾していただいた。両地方自治体の担当者には、本報告書について非常に有益な情報の提供及びご指摘をして下さった。両地方自治体の担当者が、多忙な公務のかたわら貴重な時間と労力を割いて下さったことについては、感謝の言葉もない。また、両地方自治体は、阪神大震災を超える戦後最悪の自然災害に見舞われた直後の時期にも、本報告書のために情報提供をして下さった。両地方自治体には、本書に記して心からの感謝を申し上げる。

4 用語

○監査の結果に関する報告（地方自治法 252 条の 37 第 5 項）

＝違法又は不当な事項の指摘とその改善措置を求めること

- ・違法な事項：法令、条例、規則等の違反
- ・不当な事項：自治法 2 条第 14 項及び第 15 項の趣旨に著しく反する事項、すなわち、著しい不経済事項、著しい不効率事項及び当初の目標・成果を達成しない有効性に著しく欠ける事項

（鈴木豊編著 日本監査研究学会リサーチ・シリーズⅢ「政府監査基準の構造」同文館出版（2005 年 5 月）204、207 ページ、原典雄著「監査委員監査の基礎知識」ぎょうせい（平成 14 年 7 月 10 日）59 ページ）

○監査の結果報告書に添えて提出する意見（自治法 252 条の 38 第 2 項）

＝違法性または不当性の著しくないもの、または組織・法令等に欠陥があり早急には改善し得ないが、現状は明らかに満足しえない状態にあるもの等

（鈴木豊編著 日本監査研究学会リサーチ・シリーズⅢ「政府監査基準の構造」同文館出版（2005 年 5 月）212 ページ）

○措置（自治法 252 条の 38 第 6 項）

- ・監査結果を踏まえて、なんらかの改善を講じたこと
- ・研究・調査中等の検討段階であり、結論の出ていないもの、予算執行の意思決定がなされていない予算要求、予算計上の段階のものは措置には当たらない。

（池田昭義「地方自治監査質疑応答集」学陽書房（2007 年 7 月 10 日）368 ページ、東京都八王子市の「包括外部監査の結果及び結果に添えて提出する意見に対する事務処理要領、東京都町田市の「包括外部監査の結果に対する事務処理要領」「監査結果のうち「意見要望事項」等に係る監査委員への通知の取扱いについて（通知）」（平成 20 年 1 月 24 日））

5 略語

- 地方自治法→自治法
- 財団法人→（財）
- 社団法人→（社）
- 社会福祉法人→（福）
- 特殊法人→（特）

第1章 包括外部監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（以下「自治法」という。）252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

過去の包括外部監査の措置状況について

平成21年度。ただし、必要に応じて前後の年度も監査の対象とする。

3 監査の実施期間

平成22年4月1日から同23年3月31日まで

4 監査の体制

包括外部監査人	弁護士	照	屋	俊	幸
同 補助者	公認会計士	内	藤	高	史
同 補助者	公認会計士	嘉	陽	宗	一郎
同 補助者	企業診断士	西	里	喜	明
同 補助者	弁護士	林		朋	寛

5 利害関係

包括外部監査人及び各補助者は、いずれも監査の対象とした事件について自治法252条の29に規定する一切の利害関係を有していない。

6 監査テーマの選定理由

包括外部監査は、平成11年度から実施され、今年で12年目を迎える。この間、歴代の包括外部監査人によって、沖縄県の行財政運営に関して貴重な指摘や意見が数多くなされた。自治法252条の38第6項において、「前条第5項の規定による監査の結果に関する報告の提出があつた場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた包括外部監査対象団体の議会、長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合において

は、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない。」と規定されている。監査結果の報告の提出を受けた行政、議会などは、指摘された点について真摯に受け止め、対応措置を講じるなどして実際の行政に活かして初めて、包括外部監査は有効に機能するといえる。

ところが、沖縄県においては、措置結果の公表が数年経って行われた例があるようであり、外部監査報告書における指摘、意見が行政や議会にどのように受け止められたのか、沖縄県の行財政運営にどのように活かされたのかについては、必ずしも明らかであるとは言い難い。

このような中、過年度の指摘事項の措置状況を確認するとともに、未措置の事項についてはどのような取扱いになっているかを検証する必要性は高い。このことは、沖縄県の財政運営や組織マネジメントにも資すると考えられる。

そこで、過去の包括外部監査に対する措置状況を監査の対象とすることとした。

7 包括外部監査の手続・経過

- (1) 包括外部監査契約の締結
- (2) 包括外部監査人の選定
- (3) 予備調査の実施
- (4) 監査テーマの選定
- (5) 調査の実施
- (6) 監査報告書の作成
- (7) なお、本包括外部監査の詳細な日程は、別紙1「日程表」のとおりである。

日 程 表

年	月	日	曜	内 容
H22	6	19	土	テーマについて議論
		21	月	テーマについて議論
		25	金	テーマについて議論
		29	火	テーマについて議論
	7	5	月	資料検討
		8	木	資料検討
		13	火	資料検討
		15	木	資料検討
		23	金	資料検討
		30	金	資料検討
	8	6	金	資料検討
		10	火	資料検討
		12	木	資料検討
		16	月	資料検討
		19	木	資料検討
		24	火	資料検討
		26	木	資料検討
	9	1	水	監査委員へ監査テーマ通知、担当課からヒアリング
		7	火	担当課からヒアリング
		9	木	担当課からヒアリング
		14	火	担当課からヒアリング
		15	水	担当課からヒアリング
		28	火	担当課からヒアリング
		30	木	担当課からヒアリング

年	月	日	曜	内 容
H22	10	5	火	担当課からヒアリング
		7	木	資料検討
		13	水	担当課からヒアリング
		14	木	担当課からヒアリング
		18	月	資料検討
		21	木	資料検討
		26	火	資料検討
		28	木	資料検討
	11	2	火	資料検討
		5	金	資料検討
		9	火	視察：東京都
		11	木	資料検討
		15	月	現地調査：(財) 国際交流・人材育成財団、県芸術大学
		18	木	現地調査：沖縄県立看護大学、万国津梁館
		23	火	資料検討
		25	木	現地調査沖縄コンベンションセンター、沖縄観光コンベンションビューロー
		29	月	現地調査：総務私学課、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター
	12	2	木	現地調査：沖縄県立中部病院、南部医療センター・子供医療センター、県立病院課
		8	水	現地調査：西原マリパーク、宜野湾港マリーナ、平和の礎・平和祈念公園、具志川職業能力開発校、平和祈念資料館、字堅海浜公園

年	月	日	曜	内 容
H22	12	9	木	監査委員へヒアリング及び意見交換 現地調査：おきなわ女性財団・ていりる・沖縄県立図書館、国際交流・人材育成財団
		14	火	視察：青森市、現地調査：沖縄県住宅供給公社、天久高層住宅、浦添職業能力開発校、泡瀬団地
		16	木	現地調査：農業改良普及センター(南部・中部・北部)、沖縄自由貿易地域、平和創造の森公園、沖縄県立農業大学校
		20	月	資料検討
H23	1	7	金	討論・報告書起案
		12	水	討論・報告書起案
		13	木	討論・報告書起案
		17	月	討論・報告書起案
		27	木	討論・報告書起案
	2	1	火	討論・報告書起案
		10	木	討論・報告書起案
		15	火	討論・報告書起案
		17	木	討論・報告書起案
		23	水	討論・報告書起案
		25	金	討論・報告書起案
	3	1	火	討論・報告書起案
		3	木	討論・報告書起案
		8	火	討論・報告書起案
		10	木	報告書起案
		11	金	討論・報告書起案
		14	月	報告書起案
		15	火	報告書起案

年	月	日	曜	内 容
H23	3	16	水	討論・報告書起案
		17	木	討論・報告書起案
		18	金	報告書起案
		19	土	討論・報告書起案

第2章 過年度（平成11年度から平成21年度）の措置状況 とそれに対する評価

1 措置状況一覧表の構成

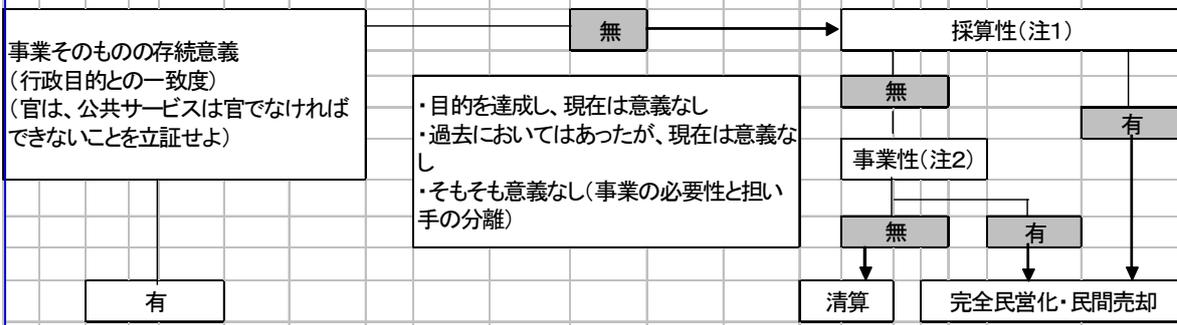
沖縄県における平成11年度から平成21年度の包括外部監査の要点とそれに対する措置状況を別紙1ないし18に整理した。

そのうえで、当包括外部監査人の立場から沖縄県の措置状況を評価した。評価対象は、まず、対象部局の措置の有無・内容、時期、公表の有無・時期である。対象部局は、特定の行動が「措置を講じた」ことに該当するかどうかの判断（評価）を行っている。その評価結果が妥当かどうかを当包括外部監査人が監査したものである。次に、過去の包括外部監査の監査結果・意見の明確性や妥当性も評価の対象としている。これらの評価結果を上記別紙の「措置状況等に対する平成22年度包括外部監査人による評価」の欄に記載した。

2 評価

- (1) 書面やメールによる照会結果、対象部局からのヒアリング、現地調査、先進自治体の視察結果等に基づいて意見を形成した。
- (2) 監査の視点は次のとおりである。

監査の視点



【事業続行不能・可能】



(注1) 採算性とは、経常利益ベースで黒字か赤字かを判断する指標である。また、想定された事業計画との乖離状況にも留意する必要がある。

(注2) 事業性とは、単純に毎年度の事業と収支状況を判断する指標である。

(注3) 地方公共団体が、補助金を投入する前提で事業手法の選択を行うべきではない。ただし、性質上、地方公営企業等の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業等の事業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等に限り、補助金を投入することはあり得る。

(出典) 宮脇淳編集代表・著「自治体経営改革シリーズの第1巻「自治体戦略の思考と財政健全化」」P. 201の図表を外部監査人において編集

(3) 評価にあたって特に留意したのは以下の点である。

① お役所体質からの脱却を認識しているか

対象部局が、前例踏襲主義（過去の事例をベースに将来に向けた意思決定を正当化すること）、依法主義（法令の条文に形式的かつ過度に依拠すること）に止まっているのか、それとも包括外部監査の指摘・意見を契機に縦割りに制約されない開かれた論理を追求しているか。

② リスク対応の活動を目指しているか

社会経済環境の変化にもかかわらず、抽象的な公共性や政策性を理由に不採算事業を存続させたり、沖縄県の財政負担を積み上げたりする行動になっているのでは困る。リスク対応のためには、組織内にリスクマネジメントサイクルを作ることが必要である。つまり、リスクの識別・分析 (CHECK) → リスク対応 (ACTION) → リスク対応計画の策定 (PLAN) → リスクの監視・コントロール (DO) のサイクルを継続的に続けていく必要がある。措置の内容は、このような改善活動を目指すものであるべきである。継続性ととともに、スピード感が求められる。

③ 外郭団体・地方公営企業等については、次の点が重要である。

外郭団体等では、ややもすると、公共的目的を達成しているのであるから、赤字でもよいという誤解が生まれやすい。しかし、赤字体質を許すことは、外郭団体等の主体的な改革の妨げになるばかりか、沖縄県による限度のない人的・財政的支援を引き出し、沖縄県の財政にも悪影響を与える。外郭団体・地方公営企業等は、いかに政策性が高い事業を行っている場合であっても、沖縄県から分離した組織である以上、リスクを沖縄県から分離認識しなければならない。

そこで、外郭団体・地方公営企業のリスクをその組織自体のリスクとして自らが律する枠組みを作っているか、経営状況に関する正確な情報が適時適切に開示されているか、沖縄県から独立した経営機能を発揮できるような体制となっているか、場合によっては出資金回収や解散等、外郭団体等からの撤退の基準をあらかじめ計画に盛り込んでいるか等を明確にする

必要がある。

- ④ 価値観を異にする他者との協力関係を積極的に形成しようとしているか
立場が異なれば考え方や価値観も異なる。しかし、異なる価値観を排除するのではなく、価値観の違う他者を認識し、その他者が自分にとって有用な存在であるとして積極的な協力関係を築くことが大事である。他者とは地域住民、民間企業、民間団体等などである。包括外部監査人であることもあろう。これらの者との間で、「議論」し「対話」する場を形成する方向に向かわなければならない。このことは、基礎自治体優先の原則（自治法1条の2第2項、2条2項、3項、5項）の底流に流れている思想でもある。

（以上は、宮脇淳編著「自治体戦略の思考と財政健全化」ぎょうせい81ページ以下、宮脇淳編集代表「外郭団体・公営企業の改革」ぎょうせい28ページ以下、102ページ以下に負うところが大きい。）。

3 措置状況等の評価を通して顕著に認められる事項

(1) 「措置を講じた」とはどのような時点の行動を指すのかとらえ方がバラバラ

- ① 「努めていきたい。」「取り組む予定である。」といった程度で、措置を講じたとする扱いがある。たとえば、次の例である。

- ・平成11年度措置状況一覧表（沖縄県における平成10年度の貸付金の管理事務について）No.3
- ・平成16年度措置状況一覧表（重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について）No.10
- ・平成18年度措置状況一覧表（公の施設の管理及び施設管理者との取引等について）No.21
- ・平成19年度措置状況一覧表（沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）No.6
- ・平成20年度措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）No.34

この程度の抽象的な表現では、何ら客観的がない。官僚答弁とでも言うべきものであり、行政外の者との意思疎通において大きな障害となる。最低限、行動計画の内容や道筋を示すことが必要である。これと外部監査人の指摘・意見と付き合わせることなくして、措置を講じたかどうかの判断はできない。

② 外部監査人の指摘・意見の内容とは全く違う行動をとっていながら、措置済みとしたケースもある。たとえば、次の例である。

・平成 11 年度措置状況一覧表（財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について）No.25・・・現地調査では、工事台帳は存在しなかった

・平成 18 年度措置状況一覧表（公の施設の管理及び施設管理者との取引等について）No.48・・・現地調査を行ったところ、通帳と印鑑は依然として同一の金庫に置かれていた。責任者の説明によると、従来からそうしてきたとのことである。

③ 外部監査人の提示した論点を回避したり、根拠を節約した説明を行ったものも多い。たとえば、次の例である。

・平成 12 年度措置状況一覧表（公の施設の管理に関する事項）No. 8

・平成 16 年度 措置状況一覧表（沖縄県立大学等の経営管理状況について）No. 1

・平成 18 年度措置状況一覧表（公の施設の管理及び施設管理者との取引等について）No.20

・平成 19 年度措置状況一覧表（沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）No. 6、7、8

・平成 20 年度措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）No.44、112、116

④ 対象部局への照会やヒアリングの際、措置状況一覧表の中の「措置を講じた」に入れるのか「措置を講じていない」に入れて回答すればよいのか迷っていた。包括外部監査を所掌する部署（総務部行政改革推進課）の保

有する事務マニュアルにも、何をもって措置というのか、措置を講ずる時期をどう考えるのかについては規定されていない。したがって、行政内部には措置について統一した理解がない。

(2) 措置を講じた場合でもその対応時期が遅い

包括外部監査の指摘・意見の内容が明確であるにもかかわらず、何か年も経過してようやく指摘・意見の趣旨に沿った対応がとられているケースが多い。しかも、その間、検討がなされたかどうかすら不明なものもある。たとえば、次の例である。

- ・平成 11 年度措置状況一覧表（財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について）No.22
- ・平成 13 年度措置状況一覧表（県営住宅の運営管理及び建設の契約事務について）No. 1
- ・平成 15 年度措置状況一覧表（補助金に関する事務の執行）No.13
- ・平成 19 年度措置状況一覧表（沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）No. 5

(3) 表面的には措置率が高い

沖縄県において、外部監査を所掌する部署は総務部行政改革推進課である。同課は、措置状況に関する対象部局からの報告をとりまとめ、措置をした割合を年度毎に集計している。これによると、以下に示すとおり、比較的高い措置率となっている。

年度別の措置状況

措置状況報告年度 監査実施年度		指摘件数	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	合計		
			措置	措置	措置	未措置									
平成11年度	監査結果	41	35	3	1	0	2	-	-	-	-	-	41	0	
	意見	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
平成12年度	監査結果	12	-	4	5	1	0	0	2	-	-	-	12	0	
	意見	24	-	1	1	4	6	2	6	2	0	2	24	0	
平成13年度	監査結果	11	-	-	4	4	3	-	-	-	-	-	11	0	
	意見	9	-	-	4	0	0	0	1	1	2	0	8	1	
平成14年度	監査結果	57	-	-	-	56	1	-	-	-	-	-	57	0	
	意見	23	-	-	-	9	2	2	4	1	1	2	21	2	
平成15年度	監査結果	99	-	-	-	-	48	12	1	11	12	1	85	14	
	意見	49	-	-	-	-	23	0	1	12	9	3	48	1	
平成16年度	監査結果	49	-	-	-	-	-	44	5	-	-	-	49	0	
	意見	10	-	-	-	-	-	6	1	-	-	3	10	0	
平成17年度	監査結果	16(34)	-	-	-	-	-	-	14	2	-	-	16	0	
	意見	6(16)	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	6	0	
平成18年度	監査結果	57(75)	-	-	-	-	-	-	-	53	0	3	56	1	
	意見	6(9)	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	6	0	
平成19年度	監査結果	25	-	-	-	-	-	-	-	-	25	-	25	0	
	意見	18	-	-	-	-	-	-	-	-	18	-	18	0	
平成20年度	監査結果	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	
	意見	76	-	-	-	-	-	-	-	-	-	76	76	0	
合計	監査結果	367	35	7	10	61	54	56	22	66	37	4	352	15	96%
	意見	221	0	1	5	13	31	10	19	22	30	86	217	4	98%
		588	35	8	15	74	85	66	41	88	67	90	569	19	97%

※ H17指摘件数欄の()内の数値は警察本部、H18指摘件数欄の()内の数値は教育庁を含めた件数

包括外部監査の監査結果又は意見に対する未措置一覧

部名	監査実施年度	監査結果、意見の別	監査対象	監査結果、意見の内容
福祉保健部	平成15年度	(監査結果)	補助金に関する事務の執行	補助金の検査について
観光商工部	平成14年度	(意見)	委託料及び公の施設の管理委託団体に関する事務執行	商工労働部の人事面・予算面の弾力化が必要 OCVBにおける適正な原価管理が必要
	平成15年度	(意見)	補助金に関する事務の執行	遂行状況報告書の提出についての取扱を統一する必要がある。
	平成18年度	(監査結果)	沖縄観光コンベンションビューローの財務状況の分析	沖縄県は公金を財源として外郭団体である沖縄観光コンベンションビューローに受託事業あるいは補助事業を行わせている以上、執行結果について形式的な検証を行うにとどまらず、実態を検証するところまで監査を踏み込んで行うべきである。
土木建築部	平成13年度	(意見)	沖縄県営住宅	企業会計的手法による県営住宅の採算の明確化
病院事業局	平成15年度	(監査結果)	沖縄県立病院の財務に関する事務の執行及び経営管理について	修正伝票について (八重山病院)
				納入通知書発行不要先について
				未収金のシステム上の差異について (南部病院)
				たな卸の実施及び書類作成は、規則に沿った運用が必要。
				たな卸の範囲を統一的に定めることが必要。
				規則85条のたな卸表が作成されていない。
				規則様式45号でのたな卸表の様式は現在の薬品管理システムから出力できない。システムの見直し、あるいは規則の改廃が必要。
				医薬品のたな卸表として代替している受払管理システムの出力帳票は、たな卸書類の要件を満たしていない。
				規則88条に基づくたな卸結果の修正について
				たな卸の方法について
				薬品の払出し事務手続きについて
薬品の実数と帳簿(システム)残高との差異について				
薬事委員会の運営について (南部病院)				

未措置件数19件のうち、監査結果に対するものが15件、意見に対するものが4件である。

※未措置の内訳

	監査結果	意見	計
知事部局	2	4	6
病院事業局	13		13
計	15	4	19

(出典) 総務部行政改革推進課

しかし、前記(1)で指摘したとおり、何をもって措置を講じたというのか統一的理解がない。加えて、対象部局が措置を講じたと自己診断すれば、措置済みとして行政改革推進課に報告される。その内容が、措置を講じたというに値するのかの評価を行政改革推進課は行う権限を有していないし、実際行っていない。措置したとされたことについての確認を監査委員が行っている自治体もある(新潟市、長崎県)。しかし、沖縄県においては監査委員はそのような職責を負っていない。したがって、措置率の集計には、「措置を講じた」とは評価できないものが相当混入している。

(4) 措置を講じた、あるいは講じないという結論を出すに至った過程が不透明である

これも多数ある。たとえば、次の例である。

- ・平成18年度措置状況一覧表(公の施設の管理及び施設管理者との取引等について) No.13、14
- ・平成20年度措置状況一覧表(補助金等に関する財務事務の執行について) No.38

対象部局から措置状況一覧表について回答をもらう過程において、措置済みあるいは未措置という結論は書いてあるものの、どのような検討過程を経てそのような結論に至ったのか明らかにする例が少なかった。これでは、いつ行動を起こしたのか、どのように進行していったのか、客観的に追跡することができない。過去の包括外部監査で指摘された事が、別の年度で再び指摘されている場合、議論や検討のプロセスが明確にされていないため、同じ議論を繰り返していたり、同じ内容の主張が形を変えて繰り返されている感がある。

(5) 制度の改訂を要する事項、高度の政策判断を要する事項については、すれ違いの対応が多い

包括外部監査では、監査の結果を踏まえ、制度や規則類の改訂、新設を求める意見がなされる。これを受けた対象部局、地方公営企業、外郭団体

は、自己の権限の及ばない事項であることから、勢い、措置を講じることができず、制度の内容を改めて説明するしかなかったと思われるケースが多い。たとえば、次の例である。

- ・平成 13 年度措置状況一覧表（沖縄県信用保証協会の事務の執行及び経営管理について）No. 4
- ・平成 15 年度措置状況一覧表（補助金に関する事務の執行）No. 5
- ・平成 16 年度措置状況一覧表（重要湾港である中城湾港を中心とする沖縄県港湾・埋立事業の財務に関する事務の執行及び事業の管理状況について）No. 1
- ・平成 17 年度措置状況一覧表（高齢者福祉事業及び障害者福祉事業の事業評価）No.18
- ・平成 20 年度措置状況一覧表（補助金等に関する財務事務の執行について）No.31、41、86

(6) 外部監査報告の表現、趣旨が不明瞭

表現上明確でないもの、どのようなアクションを県に求めているのかが具体的でないもの、抽象的な方向性だけを示すものがある。包括外部監査の指摘・意見が具体性を欠けば欠くほど、対象部局の措置（回答）内容も具体性が薄らぎ、散漫となる。また、外部監査の趣旨になじむかどうか疑問があるケースもある。たとえば、次の例である。

- ・平成 11 年度措置状況一覧表（財政的援助団体等の債権管理及び効率的な資金調達、運用等について）No. 1
- ・平成 17 年度措置状況一覧表（沖縄県警察本部の警察費の執行状況について）No.12、13、14
- ・平成 19 年度措置状況一覧表（沖縄県土地開発公社の財務に関する事務の執行及び事業の管理について）No. 3